

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

五島の宝・子どもが育ち、輝く“しま”をつくる。

-第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略 基本目標 4-

平成30年、日本の出生数がはじめて100万人を割りました。

わが国では、平成の時代に入ってから少子化の問題が多く取り上げられるようになりました。その対策として、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、また、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

長崎県においては、平成20年10月、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため現在は「長崎県子育て条例行動計画」を策定しております。

五島市においても、国や県と連携し、子ども・子育て支援に取り組んできましたが、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増加しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度からは、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

このような流れを受け、五島市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

平成26年度、「五島市次世代育成支援行動計画」の後継として策定した「五島市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画を策定しました。

## 2 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「五島市次世代育成支援行動計画」に定める施策の一部を継承し、「母子保健計画」及び「ひとり親家庭等自立支援計画」「放課後子ども総合プラン」についても一体のものとして、その内容を計画に盛り込んでおります。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「長崎県子育て条例行動計画」や、市の上位計画である「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」「五島市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

## 3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5カ年計画とします。ただし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

## 4 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

### (1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

## (2) 子育てと子育てを通じた親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

## (3) 地域のみんで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

## 5 計画の基本理念

### 地域のみんで子育てを支え、 すべての子どもが健やかに育つまち

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進展から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないよう、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守り育てていくことは、市全体の大きな使命です。

平成 26 年度に終了した「五島市次世代育成支援行動計画」は、子育ての基本が家庭にあることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、子どもが、親が、地域が育つ子育てネットワークのまちを目指してきました。

本計画では、その基本的な考え方を継承しつつ、上記 3 つの基本的視点を踏まえ、「地域のみんで子育てを支え、すべての子どもが健やかに育つまち」を基本理念とします。

## 6 計画の基本目標

この計画では、上記基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

### ★基本目標1★

#### すべての子どもの健やかな育ちを守ります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

### ★基本目標2★

#### 子育てを通じた親としての成長を支えます

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になる中、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

また、親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じる事ができるまちを目指します。

さらに、子育て家庭と一口に言ってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

### ★基本目標3★

#### 子育てと仕事が両立できる環境をつくれます

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てに向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

## 7 計画の策定体制

### (1) 五島市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「五島市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

### (2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

#### ●アンケート調査の実施概要

調査期間	令和2年1月31日から3月2日まで	
調査対象	市内在住の就学前児童の保護者 (943人を無作為抽出)	市内在住の小学生の保護者 (1,620人を無作為抽出)
調査方法	・市内保育園・幼稚園利用者については、各保育園・幼稚園による配布・回収 ・その他の保護者については、郵送配布・郵送回収	各小学校による配布・回収
配布数	943件	1,620件
回収数	839件	1,433件
回収率	89.0%	88.5%